

労働法改正・労務管理セミナー

4^{31年}
月より

働き方改革関連法・第一弾が施行

有給休暇取得と残業時間超過に関する
法の概要と企業の対応策

戦後最大の労働法改正！対策を立てなければ違反者続出も

違反企業には厳しい罰金・罰則規定がある！

- 有給休暇を1年間に5日以上未取得の場合、
違反者1人につき会社に罰金30万円
- 残業時間の上限違反の事業者には
6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

上記のような罰則規定が設けられているため、早急に対策を講じる必要があります。
本セミナーでは、働き方改革関連法の概要と企業の対応策について事例を交え、
わかりやすく解説します。



人材確保と生産性向上を図るために！

講師

社会保険労務士法人ソリューション
特定社員 小野 純



1967年生まれ。中央大学卒業。
大手製造会社に勤務後、研修会社の専任講師を経て社労士資格を取得。老舗社労士事務所でインターン研修後、2003年に独立。現在、顧問先の労務管理業務と共に各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。明快な解説には定評があり多方面から高い評価を得ている。
【著書】「中小規模事業者のためのマイナンバー対応」「社会保険マニュアル Q&A」など

■小野純の他のテーマ

「採用で失敗しないための対応策」
「就業規則の作り方・見直し方」
「労働トラブル未然に防ぐ対策」
「育児介護休業法と働き方改革の取組み方」他

* 120分

* 交通費は「東京駅」から

【講座内容】

1. 働き方改革とは
・働き方改革の背景 ・国のねらいは何か
2. 働き方改革(第1弾…労働時間法制の見直し)

《法改正の内容》

- ・残業上限規制(特別条項厳密化、複数月平均対応など)
- ・年次有給休暇5日取得(未達成者1人につき罰金30万円)
- ・年次有給休暇のダブルトラック対応
- ・管理者も労働時間の客観的把握義務(手書出勤簿NG)
- ・高プロ新制度、フレックスタイムの拡大、
- ・残業後、翌日の勤務開始までの時間確保(努力義務)

《企業の対応策》

- ①新しい協定書への対応策(健康および福祉確保措置)
- ②複数月平均で違反しないためには
- ③年次有給休暇5日義務違反を無理なく回避するには
- ④フレックス拡大のメリット・デメリット
- ⑤法改正による売り上げ減少を回避するには
- ⑥働き方改革第2弾(2020年4月～)の恐怖とは

研修・セミナー・実技指導 Adonis

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786
E-mail 7745@s-adonis.com

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索